平成２４年（フ）第４７２号
神奈川県座間市東原１丁目６番20―403号　ニュー栗原ハイツ
債務者　中村　秀次
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５０３号
相模原市中央区上溝2496番地１
債務者　齋藤　晶子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５０７号
相模原市中央区相生３丁目７番９号　シャトル相生102
債務者　松枝　絢子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１４号
相模原市南区東林間１丁目２番21号　東林間ハイツ302
債務者　高垣　　智
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９９号
新潟市秋葉区山谷町１丁目８番８号　サードニックス103号、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町日出谷甲6146番地
債務者　井上　一家
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７３号
新潟市西区五十嵐東３丁目１番３号　サン清心２－３
債務者　太田由美子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９６号
新潟市西蒲区升潟2276番地12
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５３号
静岡県田方郡函南町柏谷1277番地の73
債務者　白方　正樹
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６４６号
神奈川県秦野市春日町８番10号　春日ハイツ１－２
債務者　西田　太一
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１１６号
香川県善通寺市上吉田町511番地
債務者　辻村　信子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１３３号
香川県坂出市川津町3695番地
債務者　田中美紗子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３３３号
長崎県長崎市深堀町４丁目11番地５
債務者　山中キヱ子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
長崎県長崎市出雲１丁目６番８号　りんご館Ⅱ102、申立時の住所長崎県長崎市新戸町１丁目31番24号　前田アパート201号
債務者　岩口　信美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
長崎県長崎市小江原４丁目５番52号
債務者　松本　五男
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９９号
千葉県長生郡白子町古所4638番地５
債務者　渡辺　俊人（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
千葉県長生郡白子町古所4638番地５
債務者　渡辺　早苗
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
千葉県茂原市早野2413番地４
債務者　石田　遼太
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
千葉県茂原市茂原1144番地１　ソフィア茂原105号
債務者　有住　　淳
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係